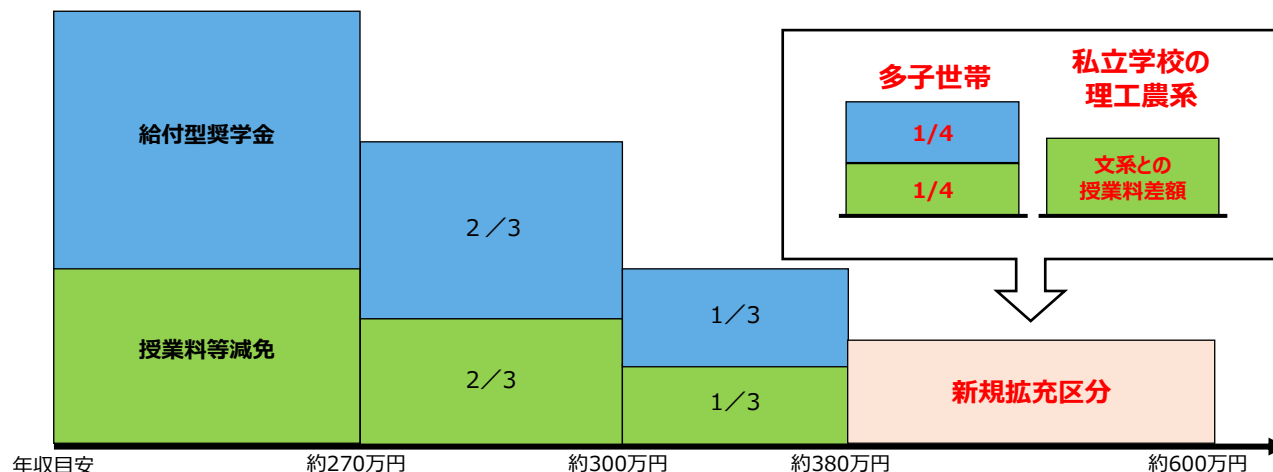


令和6年度からの奨学金制度の改正(授業料減免等の中間層への拡大)

学部段階(大学・短大・高専・専門学校)向け

授業料減免等の中間層への拡大

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、**子育て支援等の観点から、多子世帯の中間層に支援対象を拡大**。あわせて理工農系の中間層にも拡大。



本学は国立大学のため「理工農系支援」は該当しません。

<支援対象>

- ・新規支援区分の対象は、世帯年収600万円程度までの学部段階(大学、短大、高専4・5年生、専門学校)
- ・多子世帯支援：扶養する子の数が3人以上である世帯(扶養する子が3人以上いる間、第1子から支援)が対象
- ・理工農系支援：~~学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれば対象~~

<支給水準>

- ・多子世帯支援：全額支援の1/4支援(給付型奨学金と授業料等減免)
- ・理工農系支援：私立学校における文系との授業料差額
~~(人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援)~~

【奨学金の改正について】 文部科学省ホームページトップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 奨学金事業の充実

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm

【理工農系支援の対象機関について】 文部科学省ホームページトップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 高等教育の修学支援新制度 > 高等教育の修学支援新制度の対象機関(確認大学等) > 理工農系学部学科の対象機関リスト(令和5年12月1日)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm



令和6年度からの奨学金制度の改正(授業料減免等の中間層への拡大)に係る 授業料等減免額・給付型奨学金の支給額(予定)

【授業料等減免】

多子世帯の学生等に対しては、非課税世帯に準ずる世帯の学生の4分の1の額を減免する。私立理工農系の学部等に通う学生等に対しては、授業料平均額の文系との差額に着目して授業料等減免を行う。

【給付型奨学金(学資支給金)】

多子世帯の学生等に対してのみ、非課税世帯に準ずる世帯の学生の4分の1の額を支給する。

<昼間制>

<夜間制> ※給付額は昼間制と同じ

			授業料減免額 (年額)	入学金減免額	給付額		
					月額	(参考)年額	
大学	多子	国公立	134,000円	70,500円	自宅	7,300円	87,600円
					自宅外	16,700円	200,400円
		私立			自宅	9,600円	115,200円
					自宅外	19,000円	228,000円
	理工農	私立	自宅				
			自宅外				
短期大学	多子	国公立	97,500円	42,300円	自宅	7,300円	87,600円
					自宅外	16,700円	200,400円
		私立			自宅	9,600円	115,200円
					自宅外	19,000円	228,000円
	理工農	私立	自宅				
			自宅外				
高等専門学校	多子	国公立	58,700円	21,200円	自宅	4,400円	52,800円
					自宅外	8,600円	103,200円
		私立			自宅	6,700円	80,400円
					自宅外	10,900円	130,800円
	理工農	私立	自宅				
			自宅外				
専門学校	多子	国公立	41,700円	17,500円	自宅	7,300円	87,600円
					自宅外	16,700円	200,400円
		私立			自宅	9,600円	115,200円
					自宅外	19,000円	228,000円
	理工農	私立	自宅				
			自宅外				

			授業料減免額 (年額)	入学金減免額
大学	多子	国公立	67,000円	35,300円
		私立	90,000円	35,000円
	理工農	私立	120,000円	46,700円
短期大学	多子	国公立	48,800円	21,200円
		私立	90,000円	42,500円
	理工農	私立	90,000円	42,500円
高等専門学校	多子	国公立	※現在開講されていない	
		私立		
	理工農	私立		
専門学校	多子	国公立	20,900円	8,800円
		私立	97,500円	35,000円
	理工農	私立	97,500円	35,000円

※ **通信教育課程**における第IV区分の授業料等減免額及び給付型奨学金の支給額はそれぞれ以下のとおり。
(授業料減免額及び入学金減免額は多子世帯・理工農系共通、給付額は多子世帯の学生等のみ支給。)
 授業料減免額(年額)**32,500円**
 入学金減免額(一回限り支給)**7,500円**
 給付額(年額)**12,800円**

※ **児童養護施設等の入所者等・生活保護世帯**出身者・社会的養護を必要とする学生等の給付月額以下のとおり。
(これに該当しない自宅外通学の場合、給付額は上表のとおり。)

【大学、短期大学、専門学校】 **国公立...8,400円、私立...10,700円、** 【高等専門学校】 **国公立...6,500円、私立...8,800円**

※ 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含む。

支援対象者の要件(個人要件)等<所得に関する要件と目安年収>

以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が以下の基準額に該当すること

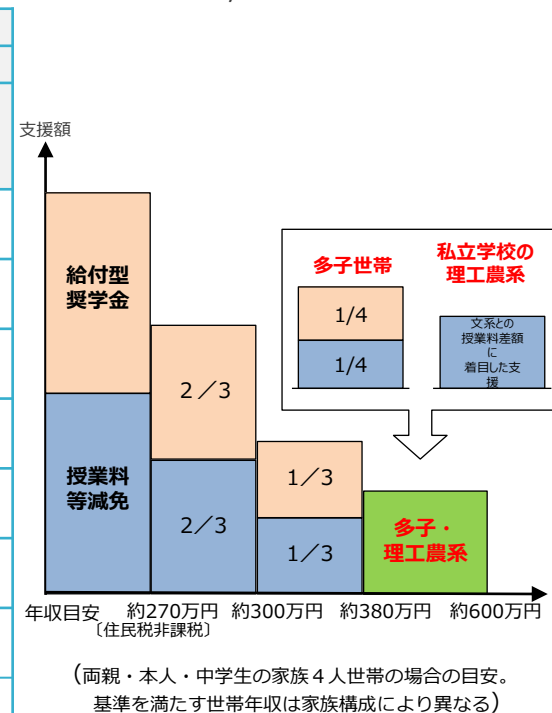
【算式】市町村民税の所得割の課税標準額 × 6% - (調整控除の額 + 税額調整額)

【基準額】第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満
 第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満
 第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満
 第Ⅳ区分(多子世帯は標準額の1/4支援、理工農系は文系との授業料差額に着目した支援) 51,300円以上～154,500円未満【予定】

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

所得基準に相当する目安年収(例)		住民税非課税			
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
ケース	支援額	3分の3	3分の2	3分の1	多子: 4分の1 理工農: 文系との 授業料差額に着 目した支援
ひとり親世帯 (母のみが 生計維持者 の場合)	子1人(本人)	～約210万円	～約300万円	～約370万円	～約630万円
	子2人(本人・高校生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円	～約680万円
	子3人(本人・高校生・中学生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円	～約680万円
	子3人(本人・大学生・高校生)	～約350万円	～約450万円	～約510万円	～約700万円
ふたり親世帯 (両親が 生計維持者) (注)片働き(一 方が無収入)の場 合で、配偶者控除 が適用される場合	子1人(本人)	～約220万円	～約300万円	～約380万円	～約640万円
	子2人(本人・中学生)	～約270万円	～約300万円	～約380万円	～約640万円
	子3人(本人・高校生・中学生)	～約320万円	～約370万円	～約430万円	～約680万円
	子3人(本人・大学生・高校生)	～約360万円	～約450万円	～約520万円	～約740万円



※年収は、両親の年収を合計したものとし、1万円の位を四捨五入している。

※子について、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。

※給与所得以外の収入はないものとする。(事業所得の場合は、目安年収が上記と異なる。)

- 毎年、直近の住民税課税標準額等を確認し、支援区分を見直す。
- 予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額等(住民税)に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

日本学生支援機構が提供している「進学資金シミュレーター」で、個別の世帯の年収等をもとに、給付奨学金の対象になるのか大まかに調べることができます。
 「進学資金シミュレーター」<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

令和6年度からの奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

【制度全般】

問1 この制度は、いつから始まるのですか。

⇒ 令和6年度から開始予定です。(令和6年4月に入学する方・令和6年4月時点で前年度から在学中の方、いずれの学生も対象となります。)

問2-1 対象となる学校はどこですか。

⇒ 一定の要件を満たすことを確認された大学等(大学、短期大学、高等専門学校(4・5年生)、専門学校)に通う学生の方が対象です。なお、理工農系支援は私立の学校に通う学生の方が対象です。

問2-2 6年生の学部は、6年間支援の対象となりますか。

⇒ 修業年限が6年間の医学部・歯学部等の場合、修業年限内は支援を受けることができます。

問3 支援対象は、世帯年収がいくらまでですか。

⇒ 新たに支援する区分(p.1の新規拡充区分)の対象となる方は、世帯年収600万円程度(申請時点での年収)までです。例えば、父(給与所得者)、母(無収入)、本人(18歳)、中学生以下のきょうだい、の4人(子供3人の場合は5人)世帯の場合は世帯年収600万円程度としていますが、家族構成や就業形態に応じて年収上限が変わります。

問4 なぜ、600万円程度なのですか。

⇒ 現行制度の対象となっていない中間所得層へ対象範囲を拡大する目的で、収入基準を引き上げました。

問5 いつ申し込めば良いですか。

⇒ 令和6年度から新たに支援する区分の対象となる方については、在学採用(令和6年4月に新たに入学する方も、前年より在籍中の方も、4月以降に在籍する大学等を通じて申し込み)になる予定です。

現行制度の対象(非課税世帯～年収380万円程度までを対象)となる方については、これまでと同様に進学前の高校3年生時に高校を通じて申し込むことが可能です。

令和6年度からの奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

【多子世帯支援】

問6 「多子世帯」とは具体的にはどのような内容ですか。

⇒ 扶養するお子さんの人数が3人以上である世帯の学生の方が対象となります。

問7 多子世帯支援の場合、支援額はどの程度でしょうか。

⇒ 全額支援の4分の1(授業料等減免と給付型奨学金)の支援を行う予定です。

【授業料等減免(予定額)】

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約7万円	約13万円	約7万円	約18万円
短期大学	約4万円	約10万円	約6万円	約16万円
高等専門学校	約2万円	約6万円	約3万円	約18万円
専門学校	約2万円	約4万円	4万円	約15万円

【給付型奨学金(予定額)】

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約9万円、自宅外生 約20万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約5万円、自宅外生 約10万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約12万円、自宅外生 約23万円
私立 高等専門学校	自宅生 約8万円、自宅外生 約13万円

令和6年度からの奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

問8 「扶養する子供が3人以上」とは、どういう意味ですか。

⇒ 申し込んだ時点で、扶養されているお子さんが3人以上であることとしています。仮にそのご家庭にお子さんが3人いたとしても、一番上のお子さんが社会人となって扶養から外れていれば、「扶養する子供」の数としては2人になり、支援対象から外れます。

問9 多子世帯支援とは、3人目の子が対象になるのですか。

⇒ 3人目の子ではありません。1人目から対象になります。ただし上のお子さんが卒業するなどして扶養から外れると、多くの場合、下のお子さんは対象から外れることとなります。

問10 どうして「扶養する子供」という条件があるのでしょうか。

⇒ 同時に複数のお子さんを扶養されていることの負担を軽減するためにこのような条件としました。上の子供が独立したご家庭への支援継続よりも、次の代の新たに進学する子を抱える家庭への支援を優先したいと考えています。

問11 多子世帯支援と理工農系支援の両方に該当する場合、どちらが優先されますか。

⇒ 原則、多子世帯の支援となります。

問12 令和7年度から多子世帯の授業料等が無償化されると聞いたのですが、令和7年度以降は、令和6年度からの多子世帯の中間層への支援は、なくなるのでしょうか。

⇒ 令和6年度は全額支援の4分の1の支援(問7参照)ですが、令和7年度以降、授業料・入学金については、所得制限は設けず、現行制度と同様に無償化します。また、令和6年度から支給が開始される給付型奨学金については、令和7年度以降も年収約600万円以下の世帯については、年収に応じた支給を受けることができ、より支援が充実することとなります。